

| 第8回 横浜市水道料金等在り方審議会会議録 |   |
|-----------------------|---|
| 日時                    | 令和元年8月2日(金) 14時30分～17時00分   |
| 開催場所                  | 横浜市水道局 会議室  |
| 出席者                   | 石井晴夫、岩佐朋子、岩室晶子、小泉明、滝沢智、椿愼美、濱田賢治、宮崎正信、森由美子(9名) ※敬称略 50音順   |
| 欠席者                   | なし  |
| 開催形態                  | 公開(傍聴者1人)   |
| 議題                    | 1 これまでの開催経過及び今後の審議会の進め方<br>2 答申案の作成に向けたこれまでの議論の取りまとめ  |
| 議事                    | <p>1 これまでの審議経過及び今後の審議会の進め方<br/> これまでの開催経過及び今後の審議会の進め方(資料2)について、事務局より説明した。</p> <p>(滝沢会長) 委員の皆様からご意見を伺いたい。<br/> (なし)<br/> (滝沢会長) ご了解いただいたということで、次の議事に進むこととする。</p> <p>2 答申案の作成に向けたこれまでの議論の取りまとめ<br/> 答申案の作成に向けたこれまでの議論の取りまとめ(資料3)について、事務局より説明した。</p> <p>(滝沢会長) まず、現状と課題(4ページから19ページ)について、委員の皆様からご質問、ご意見があれば伺いたい。<br/> (石井副会長) 現行料金体系の課題について言及している19ページのスライドは、横浜市の課題を端的に表しているといえる。逡増度が高いため、業務用の大口使用者が節水をすることにより水道料金を抑えており、その結果、有収水量が7%減少しているのに対して、料金収入は12%減少となっている。この傾向は今後さらに強まると見られ、この点から抜本的な料金体系の見直しが必要と考える。</p> <p>(滝沢会長) 簡易モデルによるシミュレーション(21ページから28ページ)について、委員の皆様からご質問、ご意見があれば伺いたい。<br/> (小泉委員) 21世紀は、100年の計で20世紀に整備した資産を作り直していく時代だと考える。長期的に横浜市民が安心して暮らせるための投資が必要であり、この点から今回のようにパターン別に更新水準を提示して料金水準を検討する方法は有効だと思う。</p> <p>しかし、市民への分かりやすさの点では今の資料の提示の仕方では不十分と考える。更新や耐震化を急ぐか急がないかによって、料金水準がどのように変わってく</p> |

るのかという点、また更新・耐震化をスピードアップしたとしても、水道料金が現行料金の倍になるわけではないという点を、市民に理解してもらえるように広報面での工夫をしていただきたい。専門家がみれば、現状の資料から料金見直しの必要性が理解できるかもしれないが、市民は自ら支払う料金がどの程度変化するのかという点にまず注目すると思われる。料金算定の方法を理解することは非常に難しいが、市民一人当たりがどの程度の水道資産を持っているのか、また料金を見直すことでどんな未来が確保できるか、市民感覚で料金見直しの必要性を理解できるような資料の作成が望まれる。

(山隈局長) 簡易モデルは現行の料金体系での収入推計を基にしたものであり、料金体系変更の影響を大まかにつかむためのものである。個別使用者の実際の料金の変化を正確に示したものではないが、現行料金を基準にした料金体系変更のイメージは把握していただけるかと思う。

簡易モデルは、料金水準の見直しがなかったとしても、27 ページで示した平均使用水量の使用者は現行料金よりも料金が高くなり、一定の使用水量を超えると現行料金より安くなるという結果となった。なお、簡易モデルは現行の料金水準で作成しているが、更新の前倒しのためには料金水準の引き上げが必要なことにご留意いただきたい。

実際に料金見直しを実施し、市民に料金表を提示していく際には、使用水量によってどう違うかなど、ある程度細かく示して説明していく必要があると考えている。

(濱田委員) 第3回審議会資料で示されたような発災時の断水戸数などを参考に、料金水準とその料金水準で実現できることをまとめた資料を提示すると市民にとっても分かりやすいと考える。

(滝沢会長) 基本料金による固定費の回収割合(29～33 ページ)について、委員の皆様からご質問、ご意見があれば伺いたい。

(椿委員) 固定費をすべて基本料金で回収することは現実的ではない。大口使用者が一定の割合を負担せざるを得ないのはやむを得ないことであり、あまり固定費をすべて基本料金で回収すべきという原則論を強調し過ぎるべきではないと考える。

基本水量の廃止と節水インセンティブについては、そもそも基本水量内の使用者は使用水量自体が非常に少ないため、基本水量を付与して使用水量以上に料金を負担いただいてもあまり水道全体としての収入増には貢献しないのではないかと。そのため、費用対効果の考え方という、基本水量の廃止による市民へのアピール効果と収入減になる部分を見るとやはり基本水量はなくてもよいのではと思う。

資金収支方式で料金を算定すること自体は、本来料金で回収すべき最低限のラインが見えないという意味でありよい方法ではない。しかし、企業債の発行制限を課すこと等によって、資金収支方式を採用していても損益収支方式と同じような効果が期待できる、むしろ保守的な推計となっていると考えている。

市民に対しては、資産維持費を含む総括原価に対する水道料金という説明をすると、むしろ黒字幅が増えるように誤解されてしまうかもしれない。そのため、料金の見直しにあたっては、将来への投資額とその効果をしっかり伝えることで、単純に受益者負担だけで料金を決めるのではなく、将来の投資額を含めて負担をお願いしたいというスタンスで進めることが効果的と考える。

(山隈局長) 資金収支方式、損益収支方式については、資料3の最後のスライドに整理をさせていただいた。局としては、将来4年間の事業を積み上げて、改定が必要な場合は料金収入が不足する額を市民にご説明することになる。算定要領によると、損益収支方式では、資産維持費を対象資産に対してパーセンテージで計上する必要があるが、この説明が非常に難しい。そのため、資金収支を用いたという面もあるが、今後は、損益収支方式でも料金の適正性を検証することは必要と考えている。

(森委員) 31ページでは、口径別、用途別、口径・用途別併用の料金体系の比較をしているが、シミュレーションでは、口径別の料金の検討しか行われていない。市民に向けては用途別から口径別に移行するメリットをもう少し丁寧に説明すべきと考える。

(山隈局長) ご指摘のとおりと考える。用途別のデメリットとしては、用途別の原価配賦の難しさから、料金の設定を合理的に説明することが難しく、ご理解いただきにくいのではないかという点や、実態として、水道の用途を厳格に把握することが難しい点があり、口径別になることでデメリットが解消されることについて丁寧に説明していきたいと考えている。

(岩佐委員) 口径別への移行という方向性の中で、節水努力という言葉はどう捉えるべきかが気になっている。27ページの簡易シミュレーションによる料金比較では、一定の使用水量を超えると、現行料金よりも従量料金の曲線の傾きが緩くなっている。これは、同じ節水努力をして使用量を減らした場合、簡易モデルの方が現行料金体系よりも、使用量の減少が、料金の減少につながりにくい。つまり節水努力が報われにくい構造になっていることでもある。37ページの審議会での意見の部分では、基本水量を廃止する理由を「節水努力が報われないといった不公平感」に求めているが、一方でより多い使用水量ではそうではなくなるので、若干矛盾があるように思えた。

(滝沢会長) 岩佐委員の意見を整理すると、「現行料金と簡易モデルの各モデルを比較すると、基本水量8m<sup>3</sup>以下の使用者は節水をすれば料金が下がるが、使用水量の多い使用者は節水をしても現行料金ほど料金が下がらない。簡易モデルを採用したとしても、現行料金と比較して、使用水量によって節水による料金の下がり幅には差があるので、基本水量の廃止の理由として、あまり節水努力という面を強調しないほうがよい」という内容と理解した。

(山隈局長) 以前は水不足の中で節水を促す必要があり、逡増度を高く設定していたが、時代が変わり、現状では経営的には水をもっと利用していただきたいと考

ている。ただし、基本水量内の使用者の方々からは節水努力が報われないという意見が多く寄せられており、37 ページはこのような表現となった。全体的な考え方と基本水量内の部分で齟齬があるように感じられるとのご指摘はそのとおりであり、説明方法は再検討する。

(滝沢会長)『『使用水量 8 m<sup>3</sup>以下においては』節水努力が報われないという意見が多く寄せられている』等、誤解のないように説明を補足してはいかがか。

(石井副会長) 節水努力についてのご意見は基本水量のみの話と考えている。

また、今回の横浜市のように、長期の投資と資金需要を把握した上で、資金収支方式によって料金を算定することは、限られた大規模事業者でないと難しいのではないか。中小規模の事業者は職員数の問題もあり、長期的な視点に基づいた推計が難しいため、損益収支方式を採用し、資産維持費を計上している事業者もある。受益と負担をしっかりと説明することが必要と考える。

料金見直しの効果として耐震化の進展による水道サービスの向上、安心安全な市民生活の確保等、得られる便益を伝えることが重要と考える。

(滝沢会長) 基本水量の在り方 (34～37 ページ) について、委員の皆様からご質問、ご意見があれば伺いたい。

(椿委員) 先ほどの基本料金による固定費の回収割合 (29～33 ページ) に関する発言について補足したい。基本水量を廃止したとしても、収入面への影響は少ないと考える。収入面への影響が少ないけれども、基本水量 8 m<sup>3</sup>以下の使用者に対して使用した水量分だけ支払いいただくように変更したとアピールできると思う。

(森委員) 36 ページには東京都及び政令指定都市のうち 8 都市で基本水量が設定されているが、横浜市以外の都市でも節水努力が報われるような基本水量が望ましいという意見があるのか否か、現状を聞かせていただきたい。

(山隈局長) 8 都市それぞれで設定している基本水量は異なるが、いずれの都市でも使用者から基本水量があるため節水努力が報われないという声は寄せられているようである。

(滝沢会長) 従量料金における逡増度の在り方 (38～42 ページ) について、委員の皆様からご質問、ご意見があれば伺いたい。

(なし)

(滝沢会長) 生活用水への配慮のあり方 (43～47 ページ) について、委員の皆様からご質問、ご意見があれば伺いたい。

(なし)

(滝沢会長) その他 (48～52 ページ) について、委員の皆様からご質問、ご意見があれば伺いたい。

(岩室委員) 水道料金は下水道使用料と同時に請求される。水道料金の見直しは、下水道使用料に影響がないのか教えて頂きたい。

(山隈局長) 各々別の料金体系になっており、下水道への影響はない。

(岩佐委員) 使用者への広報が大事と考える。料金が上がる場合、広報が不十分な場合にはおそらく値上がりした料金を節水努力で下げようと努力すると思われる。今回の料金の見直しでは基本料金の考え方や算定方法が根本的に変わったのだということをお分かりいただかない限り、料金の支払金額を下げようという行動は変わらないと考える。従来のリーフレット等による広報だけでは市民の行動を変えることは難しいため、何らかの新しい広報の仕方、子どもたちへの教育を含めて意識を大きく変えるような方法が必要と考える。

(滝沢会長) 全体を通じて、委員の皆様からご質問、ご意見があれば伺いたい。

(宮崎委員) 最後の会議ということで、今後の広報活動の方法が気になっている。水道法の改正の際の経験から言うと、水道の専門紙には料金見直しの詳細があるが、専門紙を見るのは水道の専門家だけで、水道使用者が見る可能性は低い。しかし、一般紙に掲載されると反響が非常に大きく、他の省庁からの照会や、市民が目にするようなメディアへの露出の増加等の変化があった。

市民への伝え方は非常に重要と考える。若年層はスマートフォンの利用が中心で、パソコンのホームページさえ見ないようなので、用いる媒体等についてお考えをお聞きしたい。

(山隈局長) 難しい問題である。局内では料金見直しの必要性について平成 28 年度頃から検討し始めたが、まず経営状況を知ってもらうことが重要と考え、広報指針を作成して活動している。その中で、水道事業の仕組みだけでなく、収入動向についても知ってもらえるよう工夫してきた。特に若い方々に注目してもらえよう、デザインの専門学校と連携して経営状況を分かりやすく伝える工夫をしてきた。

広報の媒体として、広報よこはま、水道料金のお知らせは非常に反響が大きいが、一般紙での取り上げについても、局から積極的にお願いしていきたい。今までのやり方を越えて取り組んでいきたいと考えている。

(椿委員) 現状の料金で経営破綻するわけではなく、今のままの水道で良ければ今の料金水準となるが、耐震化・更新の必要性について、将来の投資とその効果を市民にも共有したうえで、「ここまで耐震化・更新を進めたいので、ここまで料金水準を上げる」という点を説明し、料金見直しの意味を理解してもらう必要がある。

(山隈局長) ご指摘のとおりと考える。料金見直しで実現できる将来の水道の姿を具体的に提示していきたい。

(滝沢会長) 全体を通じて特に追加のご意見がなければ、最後に事務局の方から発言いただきたい。

(山隈局長) 本日は審議会最終回なので、一言挨拶をさせていただきたい。

まず、委員の皆様には大変ご多忙の中、委員就任を快くお引き受けくださり、平成 30 年 5 月の第 1 回から本日まで 8 回にわたり熱心にご議論いただき、心から感謝を申し上げます。

昨年 12 月に改正水道法が成立して、本年 10 月に施行されるが、この審議会は昨年 5 月に設置され、本年 9 月に答申を頂くことになる。偶然ではあるが、改正水道法の趣旨を先取りして、経営基盤の強化に向けて料金がどうあるべきかという議論をしていただいたわけである。こうしたことも踏まえて、水道局としても改正水道法の趣旨に沿って、すばらしい横浜水道を少しでもいい形で将来に引き継げるよう努力を続けてまいりたい。

なお、本日の審議会終了後の流れについては、滝沢会長を中心に取りまとめたいただき、9 月下旬までに本審議会としての答申書をいただきたいと考えている。その後、12 月市議会での説明を経て、年度内の料金の在り方の方向性を決定し、次年度以降その方向性に沿って進めて参りたいと考えている。

(滝沢会長) 最後に、委員を代表して石井副会長よりご挨拶をいただきたい。

(石井副会長) 8 回に渡りご審議いただき、貴重なご意見、ご示唆を頂き、大変学ぶことが多かったと感じている。全国の事業体が料金の在り方のモデルケースとして横浜市の動向に注目している。答申後の議会での説明を経て具体的な料金の在り方の方向性が決まってくると思うが、この審議会では最高のメンバーで審議ができたと思っており、感謝している。私も本審議会の結果を広報していきたいと思う。事務局の方々にも感謝したい。

(滝沢会長) 私の方からも一言ご挨拶させていただきたい。

今回の審議を通して水道の公共的役割は何かを考えさせられた。海外からの留学生は、日本のような水道を母国に普及させたいと学んでいる。一方日本では、水道がいつでも使える現状が当たり前になっているように思える面もあるが、今回の審議では改めて水道の果たしている公共的な役割について考え、議論することの重要性を感じた。こうした議論を行った上で、初めて水道料金の公平な在り方が議論できるのではないと思う。定期的にこのような議論を行いながら、水道を運営していくことが必要と考えている。また、今回の審議会では、通常は水道経営や財務の議論をする際に取り上げられることの少ない、技術面の課題やデータを示していただけただけなこと、さらに、耐震化や更新等の事業を実行する体制や人材を含めて議論できたことも大変有益であった。全国の参考になる議論であったと思う。事務局の方々にお礼を申し上げます。

今後、答申の取りまとめに向けては、これまでの審議を踏まえて成文化し、皆様にご確認をお願いする手順を考えているが、よろしいか。

(異議なし)

それでは答申に向けてもう少しご協力をお願いしたい。

|                 |   |
|-----------------|---|
| 資料<br>・<br>特記事項 | 1 資料<br>(1) 委員名簿<br>(2) 席次表<br>(3) これまでの開催経過及び今後の審議会の進め方<br>(4) 答申案の作成に向けたこれまでの議論の取りまとめ<br>2 特記事項<br>答申については、滝沢会長が成文化し、9月下旬に手交予定。 |
|-----------------|---|